(議長)

それでは会議を再開いたします。

高齢あんしん課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。 高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

高齢あんしん課から、所管分についてご説明申し上げます。

まず一般会計からになります。予算書の66ページから69ページまでの3款、民生費の2目社会福祉施設になります。予算資料では、9ページの92番、老人福祉センター管理となります。施設の維持管理費で大きな変更はございません。次に、予算書の68ページから69ページまでの3款民生費の3目老人福祉費になります。予算資料では、10ページの97番から104番になります。

まず97番、養護老人ホーム入所措置でございますが、ひのきの入所者に対する措置費用です。現在70床がすでに満床で、予算要求時、12月時点では、そのうち当町45人の方が入所をしておりますので、前年度対比で、約1,981万4千円の増額という内容になってございます。

98番から103番までの事業につきましては、例年同様であり、特に大きな増減はありません。

104番、介護保険特別会計繰出金については、介護サービスに係る費用が増額になった事に伴いまして、町操出金についても、前年度対比で、2,010万1千円の増額となっております。

次に、予算書の70ページから73ページまでの3款民生費の6目介護支援施設費になります。予算資料では、10ページ中段の115番から117番になります。115番につきましては、檜山ハイヤービルで実施している、まちづくりカフェ活動拠点整備事業、江差ベースプラスワンに係る費用でございます。116番、117番につきましては、総合福祉施設まるやまと生きがい交流センターの維持管理費用です。まるやまの管理で200万円ほど減額になっているんですが、これにつきましては、昨年度は、ろ過機の砂交換という部分がありまして、合った分の増額ですので、総体的な管理費の部分では大きな増減はございません。

次に、予算書の78ページから81ページまでの4款衛生費の1目、保険衛生総務費になります。予算資料では、11ページの150番、介護老人保健施設建設費補助になります。本事業につきましては、医療法人社団敬愛会が建設した、介護老人保健施設の整備資金の償還利息という事で、平成9年から補助してきたものです。今年が最終年という格好になります。一般会計については以上でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。予算書は179ページから223ページになります。予算資料では、30ページから31ページの介護保険特別会計予算構成表となります。予算資料にて説明をさせていただきます。予算の歳入歳出総額は、11億9,276万

6千円、前年度から1億1,687万4千円の増額となっております。総務費におきましては、令和3年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修と職員の人件費の増、前年比で約530万円の増です。

次に、介護給付費ですが、前年比で、1億1,048万8千円の増額となっております。 昨年度までの給付実績を基に編成しているものですが、居宅介護サービスなど給付費が8, 988万2千円、地域密着型介護サービス給付費が2,350万6千円の増という内訳と なってございます。

次に、30ページの下段、地域支援事業ですが、ここでは地域包括支援係を中心に各種事業に係る費用が計上されているものになります。本年度は科目全体の人件費が、前年から605万6千円の増となっているものです。

最後になりますが31ページの下段、介護サービス事業勘定は、前年と同額となっております。

以上、簡単でございますが、一般会計及び介護保険特別会計の予算説明はこれで終わります。

次に、介護保険条例の一部改正、議案第19号、江差町介護保険条例の一部改正を改正 する条例について、説明させていただきます。

定例会の議案63ページ、資料の26ページの新旧対照表をお開き下さい。本改正は、令和3年度から5年度までを計画期間とする、第8期江差町高齢者福祉計画、第8期江差町介護保険事業計画の策定に伴う、介護保険料の変更及び税制改正に伴い、合計所得額の定義及び、計算方法の改正があった事、さらに、新型コロナウイルス感染症の定義が改正された事に伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。本条例の施行日は、令和3年4月1日からの適用となりますが、附則第6条第1項第1号の改正規定については、交付の日からの施行となります。

続きまして、議案第20号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、及び指定居宅サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、説明させていただきます。定例会議案の65ページをお開き下さい。資料は、資料29ページと資料№2の、93ページ、124ページ、134ページに新旧対照表が掲載となっております。令和3年4月1日から施行されます、省令の一部改正に伴い、当町においても、関係する江差町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、江差町指定地域密着型介護要望サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための、効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、江差町指定介護要望支援事業者の指定に関し必要な事項、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、江差町指定 居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに、指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の、4つの条例を改正するものです。

改正のポイントですが、1つ目は施設における虐待などの防止のための措置。 2つ目は、勤務体制の確保などです。この2つは、施設利用者に対する虐待などの防止、 従業者の就業環境を害するセクハラやパワハラといった行為を防止するために、対策委員 会の設置や研修といった必要な措置を定めたものです。

3つ目は、感染症などの予防です。感染症や非常災害などが発生した場合でも、継続的にサービスが受けられるよう、長期の業務再開を図るための計画策定や、感染予防及びまん延防止のための指針整備、必要な研修や訓練などの措置を定めたものになります。

4つ目は、居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期限の延長で、平成30年の省令改正により、平成33年3月31日までに、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない、とされていたものが、その期限が令和9年3月31日まで延長される事となったものです。

5つ目は、電磁的記録です。これまでは、各サービス業者の作成、保存、及び交付する情報は、書面により手続きされておりましたが、電磁的記録、いわいる、電子データも利用できるようになったものです。

本条例の施行日は、令和3年4月1日からの適用となりますが、第4条中、指定居宅介護支援等基準条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、交付の日からの施行となります。

以上、簡単ではございますが、高齢あんしん課の説明を終わらせていただきます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。 室井議員。

「室井議員」

簡潔に1点だけ。

高齢あんしん課、非常にですね、業務が広い。そして、一生懸命ですね、対応して頑張っている事も、私、聞いています。このまちづくりカフェの活動、整備に絡んでですね、そこだけでなくて、いろいろな現地にですね、皆さん、女性の皆さんがですね、出ていってですね、いろんな、高齢者の困りごとも聞いている。そういう対応をしている事を、十分、理解した上で、さらにですね、このカフェの活動拠点と絡んでですね、もしこういう事がですね、もうちょっと工夫してくれればいいなあという事があればですね、私も全面的にですね、全面的に、議会の場だけではなくて、町内会活動も通じてですね、全面的にご支援していきたいと思いますので、その辺についてですね、何かありましたらですね、今、こういう事ももう少しちょっとあればいい、こういう事で今悩んでるんだという事があったらですね、簡潔に答弁してもらいたいと思います。

課長はいいです。現地でやっている女性の方に聞きたいです。

課長は、座ってていいわ。

(議長)

誰がいい。課長が答えだ方がいいんでないがい。 高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

はい。ご指名じゃなかったのかも知れませんが、はい、私の方から。

うちのスタッフ、女性スタッフは、すごく頑張ってまちづくりカフェ、それから、江差ベースワンの運営をやっております。私も担当になり、去年の春から課長とさせていただいて、一緒に働かせていただいたんですが、多分、一番期待をしているのは、いかに1人でも多くの方に興味関心を持って参加をしていただくことなんだろうなと思っています。こういう場をもって、もしお話していただけるとするのであれば、議員の皆さんもそうですし、いろんな所で、今、地域で求められている、その地域の協力を必要とするというところに、一緒に参画をするという宣伝と言いますか、PRと言いますか、そういうところに全面的な協力をいただいて、地域の力を結束できるように後押しをしていただきたい。そのように思いますので、今後ともご協力、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

駄目。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あのですね、カフェにね、行ける方はまだいいんですよ。わかりますか。課長。行けないで、自宅にいる方がいるんですよ。私、なぜこの事を質問質疑しているかというとですね、何年か前ですよ、私言った事あります。今、高齢あんしん課にいる方がですね、通って、この方おかしいなあって、新聞いつもある。案の上ですね、部屋の中でですね、倒れて、そういう状況を発見してですね、病院の手配した方がいるんですよ。だから、そういう面でですね、私は、かなり範囲が広いんだ。課長のですね、そういう答弁もいいですよ。だから、そういう活動をしていく、本当にやっていく場所どこなんですかというと、皆さんなんですよ。頼りにする所。だから、私は、現地で、実際に出向いて、そういう高齢者の方を訪問している方のですね、答弁を欲しがったんですよ。いいですよ、課長、もう1回しても。これで止めますから。

(議長)

はい。課長。

「高齢あんしん課長」

実際にタウンミーティングの他、それから個別訪問という形で歩かせて頂いています。 その他、今お話がありましたように、町内で高齢者の生活に異変があった場合には、私達 の方にも連絡いただきながら、協力をしていただいた中で、即時に対応しております。

これからも、皆さんとの協力体制を取りながら、きめ細かく町の中を、情報を集めて歩けますように頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。

はい、次。小野寺議員。

「小野寺議員」

今、いわば、地域支援事業の部分での質疑がありました。私も本当は、そこも少し掘り下げたいとこなんですが、時間もないかと思うので、本体の介護給付の方、保険給付の方に関して少し、少しというか、大きく2点お聞きしたいと思います。

それで、今、高齢者の介護保険を使っている方が多い部分で言いますと、施設に入る部分と、あと在宅。1番目で在宅の部分でお聞きしたいと思うんですけれども、在宅でいうとやはりヘルパーさん、ここが本当に、先程の地域支援事業で言うとそういう歩くという部分がありますけれども、ホームヘルパーも本当に保険の給付で言いますと、大変な仕事をされております。

今、1番問題なのは、課長、多分掴んでいらっしゃると思いますが、江差町内のヘルパーさん、訪問介護員の確保が大変だと。これは、全国的、そしてこの江差町も同じです。ですから、江差町のこの介護保険、特別会計ですけれども、特別会計を運営していく上においても、民間がやっている、このヘルパーさんの確保という事は、江差町としても、町としても大事な問題だと思います。そういう観点でお聞きしますが、残念ながら、新年度の介護報酬、改善全然進んでいない。もともと、ヘルパーさんの待遇というのは劣悪ですから、ちょぺっと上がったってね、全然改善になっていないんですよ。ですから、介護の事業所の確保というのは大変なんですが、まず、この点で1つお聞きしたいんですけれども、町内の介護保険事業所、ヘルパーだとかデイサービスやっている事業所、ヘルパーさんのやっている大きな仕事、そこの人材確保どうなっているか。江差町の介護保険を進めていくためにも、しっかりと把握が必要だと思いますが、まずその点どうなの。どういう把握しているか。

それで、この点では先程健康推進課の方で、看護師の問題も取り上げました。医療の介護とこの介護保険で言うとヘルパーさん、この確保という事は大事な問題だと思います。

私は、江差町としても、これ、民間の部分で看護婦と同じように、大変、方法論としては難しいかも知れませんが、いずれにしても、江差町の介護保険事業の働き手なんですよ。なので、その介護、訪問介護員の確保の支援策は、江差町としても、どういう方法がいいかということも含めて、私は検討すべきだと思うんです。このままだったら、そもそも、必要な介護サービス受けられなくなる。その点を、町として、担当課としてお聞きしたい。これが、まず在宅の部分ですね。

それから今度、施設も含めてなんですが、施設の事業所の経営の方、高齢者が入所している施設も江差町にたくさんあります。介護保険の中で。それからさっき言った、在宅の部分でやっている部分もありますし、あと、ケアマネージャー、居宅介護支援事業、ここの経営状況も大変です。もちろん、人件費そのものは大変で人が集まらないという側面と、施設の運営についても同じような問題があります。課長ご存じだと思いますが、介護報酬ももちろん改善になってないけれども、先程、条例改正でありました。毎年のように、こういう条例改正があって、ことごとく新しい仕事が増えているんですよ。ご存じだと思いますね。人手もかかるという部分もあれば、もう訳のわからないものをね、作れ、作れ、作れ、作れ。こんなもの何で必要なんだという、それから計画、今まで、1年で1回で良かったものを、1年に3回しなさいだとか、とにかく、計画と報告凄いんです事業所。人手が足りない、そういう点で、事業所が人が本当は雇いたいんだけども、雇えない。大変な今状況になっておりますが、どういうふうに把握しているか、お聞きします。江差町の介護保険事業を遂行していく上で必要だと思いますので、お聞きします。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員からのご質問ですが、1点目が介護事業所の人材確保の状況をどう把握しているか、何だかの支援策を検討すべき、もう1点が、業務量が増えて、厳しい経営状態が続いていると、その辺りはどのように把握してるかというご質問だったかと思います。

1点目と言いますか、この度、策定しました、第8期高齢者福祉計画、見ていただいていると思いますが、その第7章のところに、高齢者福祉策の推進というものがあります。高齢者福祉サービスの資質の向上という部分で、その中でサービスの質の確保、向上への取り組み、まさに介護人材の確保、それから介護現場業務の効率化に向けた取り組みの推進という項目をもたせていただいた施策を立てているところです。

そこでは、専門職を含めた介護人材の離職防止、それから定着を進めていくための処遇 改善、それから元気高齢者、外国人など、多様の人材の参入、活躍の促進方法を検討しま すというふうにあります。また、介護現場で働く、職員が長く働き続ける事ができるよう、 肉体的負担を軽減する介護ロボットや、事務負担軽減のためのICTの活用について、検 討を進めますと、記載をしているとおり、私達とすれば、重要な課題と位置付けていると ころです。 具体的な支援策につきましては、それぞれの事業所いろいろとあると思います。これからも意見交換をするなどして、改善模索をして進めて行きたいというふうには思っております。

具体的な取り組みもICTの部分とか一部ございます。昨年度、新任ケアマネの皆さんに、町からiPadを貸与してICTに活用着手をしております。これにつきましても、先程あった事務軽減の負担というところに、具体的に掘り下げた取り組みだというふうに私達、考えております。実際には、今後ペーパレスとかを進めていくという上では、必要な手法の1つとして、先進的に取り組んできたという事だと思います。

それから、人材不足の部分につきましては、医療、介護ともに検討して行きたいと思っています。私達も医療介護連携会という、会議を年5回、6回、やっております。そういう中で、現場の方達と意見交換を進めておりますので、南檜山の広域の視点を持ちながらも、進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

介護施設の業務量が増えて、新しい厳しい経営という部分につきましては、先程の条例 改正の中でもご紹介させていただきましたように、これまでは、報告の部分であったりと かというのは、全て、カミベース、そういうふうなものでの管理だった訳ですが、今回の 改正の中で、電子データが使えるように改定されております。いわいるペーパーレスとか、 ハンコの省略可という部分で、業務の方を軽減させるという具体的な動きが国の方からも 認められるようになっておりますので、地域の事業所の中でも、少しでもこういう所で軽 減を図りながらやっていただきたいと思います。

簡単ですけれども、以上、説明としたいと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

課長の立場ではね、やむを得ないと思うんです。

それで、今日、町長副町長も聞いていいたと思うんですが、その前に、課長あの、計画書、あれは、例えば、国の方の流れだとか、北海道の流れだとか、それも含めて、書いております。江差町の具体的な実態、例えばどこどこの事業所今こんなふうに困難だったとか、今、そこを掴んでいるのかという質問なんです。

それから、どうしたらいいかという事については、介護ロボット、とてもとてもとても、 ね、大都会だったら可能かも知れませんがね、それによって、また人手かかるんですよ。 体制もかかる。それをもっと、直接的な意味で支援策をね、これ町長副町長、もう少し実 態を掴んで、国が言っているICPだとかロボットとか、それはそれでね、しっかりやっ てもらうかも知れないけれど、とてもとても、それで今の状況を改善するなんてね、思え ない、思えない。

それから、併せて言いますけれども、やっぱりね、国に対して先程いろんな事言ってま したがね、電子データたって、課長ご存じだと思うんですが、電子データすることによっ て、膨大な仕事増えている部分があるんですよ。知ってますよね、課長。紙から電子やる ことによって、勿怪の幸いだと思ってね、国がめちゃくちゃな仕事を増やしているんです よ。だから業務の軽減にならない。やっぱり、国の改善の大きいんです。昨日、風車の問 題をやった時に町長は、国の問題はそっちでやって欲しいと、つまり、私が国に言ってく れということだったのかも知れませんが、それはやっております。ただ、自治体だって、 自治体が直接この仕事というのは、風車は昨日ですけれども、全て国の仕事で、地方自治 体に関係するものは、国のやり方が、全部地方自治体にかかってきているんです。これを 改善するためには、現場の皆さんが言っていかなかったら改善出来ないですよ。施設も、 それから居宅サービスやっている介護事業所もね、このままだったら本当に倒れますよ。 ご存じだと思うんですが。やっぱり、しっかり国に改善を求めていくという事と、可能な 限り江差町でも何か支援策がないか。今。病院、病院も先程、健康推進課の方で、江差町 としてのぎりぎりの努力で支援していますよね。同じ事です。介護サービスもしっかりと 可能な限り国に言っていくということと、地方自治体で何か出来ないか、本当に介護保険、 前に介護保険そのものがもう崩壊していると私言ったら、町長も同様のような感触をされ たかと思うんですが、介護保険相対が本当に瀕しているという事と、実際のサービスその ものが、もう倒産するかも知れない。何らかな形で実態を把握しながら支援をしていくと いうことは、必要だと思うんです。もちろん、併せて国に対しても言っていく。その点に ついて、課長か、こちらか、どちらか、しっかりお聞きしたい。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

それでは、言えるのはですね、医療は医療で先程、看護師の不足、まさしく、介護事業所がこれだけあって、これだけ高齢化の中で、それから、子供さん方も皆都会へ出て、1人暮らしのそういう高齢者も増えている中での、この介護事業所の役割というのは非常に大きい。

ただし、やはり事業所それぞれは定員にあった介護師であったり、専門職を雇っている、数なんですが、何を言いたいかというと、小野寺議員は、やっぱり、介護師への、そういった支援であったり、そういったところを、地方自治体単独で、いわば、介護師の確保を少しでも、後ろから押す対策も考えてほしいと。こういう事だろうというふうに思いますんで、この3年度においては、担当がおりますけども、それぞれ、うちも欲しい、うちも欲しいという意味ではなくて、どういう実態にあるのか。それから、あまるだけ、介護師を抱える訳には、当然、いきませので、止めた場合には、すぐ補充ができる体制にどうしたらなるのかとか、いろんな点がきっとあると思いますので、その辺はちょっと、施設の

実態調査をですね、1回やったからいいという意味ではなくて、令和3年度の中で、事業 所のいろんな意見を吸い上げた上で、何が可能なのかというところを判断させていただき たい。

以上でございます。

(議長)

いいですね。

はい。他に、質疑希望ありませので、高齢あんしん課所管予算並びに関連議案について、 の質疑は終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

35分まで休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:35